

地域生活支援事業 障害者^{がい}相談支援事業委託料の概要

1 趣旨

障害者総合支援法による「地域生活支援事業」のメニューのうち、市町村の必須事業である相談支援事業を実施するもので、委託事業所に相談専門職員を配置し、障害者^{がい}等からの相談に応じ、情報の提供、サービス利用の支援のほか虐待の防止等のための関係機関との連絡調整等の援助を行う。

令和3年度から委託相談支援事業所を2か所増設し、高齢者の地域包括支援センターと同様に日常生活圏域の7地区に各1か所相談支援事業所を配置することにより、相談体制の充実を図る。

2 内容

障害者^{がい}相談支援事業委託料 88,985千円

- ・職員体制：2人以上（第7地区については1人以上）

※新設【第1地区】（社福）阪神福祉事業団

「障害者（児）相談支援事業所 ななくさ育成園」

【第2地区】（社福）希望の家「障害者相談支援事業所 コミセン希望」

【第3地区】（一財）宝塚市保健福祉サービス公社

「ステップ相談支援センター ベルフラワー」

【第4地区】（社福）宝塚市社会福祉協議会「障害者相談支援センター スミレン」

※4月から名称変更予定。現在は「宝塚市障害者自立生活支援センター」

【第5地区】（社福）宝塚さざんか福祉会「相談支援センター だんぼ」

【第6地区】（社福）聖隷福祉事業団

「障害者（児）相談支援事業所 聖隷はぐくみ花屋敷」

※新設【第7地区】（社福）希望の家「障害者相談支援事業所 コミセン希望 西谷」